

厚生労働省発基安0620第1号

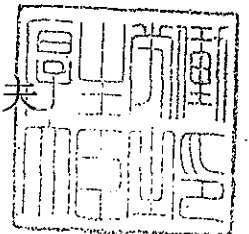
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年6月20日

厚生労働大臣 細川 律夫



石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 船舶の解体等の作業に係る石綿へのばく露防止対策の強化

一 作業の届出

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業を行うときは、所轄の労働基準監督署長に届出を行わなければならないものとする。

二 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、石綿等の除去等を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する等の措置を講じなければならないものとする。

三 石綿等が使用されている保温材等の除去等に係る措置

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温剤等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業等に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事

する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい場所に表示しなければならないものとする。

四 石綿等が吹き付けられた船舶における業務に係る措置

労働者を就業させる船舶の、壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないものとする。

五 隔離を行った作業場所における業務に係る措置

二により隔離を行った作業場所において、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させなければならないものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十三年八月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行の日前に開始される作業については、第一の一は適用しないものとする。